



～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～



発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人
大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F

TEL:06-6210-1270
HP <http://task-legal.or.jp>



TASK

★今号のTOPIC★ 医療法人の理事長変更について

新年あけましておめでとうございます。今回のテーマは「理事長の変更」です。理事長が自身の高齢化や体調不良をきっかけに医業承継を検討し始めることが多くありますが、今回は**1つの診療所のみを運営する医療法人の理事長がその診療所の管理者でもある場合に、理事長と管理者の両方を親子間承継させるケース**と一緒にチェックしていきましょう！



失敗しない親子間承継のために

親子間承継とは、ご子息やご息女などに事業を引き継いでもらうことです。診療所を引き継ぐ前提条件として、後継者候補が医師または歯科医師でなければなりません。その条件をクリアしていたとしても、親子間で専門とする診療科が異なる場合には、診療所の診療体制（患者の承継・診療科目・診療時間の見直し・診療所の構造など）をどのように展開するか？と長期的に検討すべき事項がございます。

また、長年診療所を支えているスタッフは医療法人の財産です。急な理事長変更は現場を戸惑わせ、優秀なスタッフの流出にもつながります。時間をかけて、診療所が承継されることをスタッフに周知し、安心感を与え、スムーズに世代交代が出来るように準備をすることをお勧めします。

⇒ **スムーズな医院承継には、長いスパンでの計画が必要です！！**

よくあるQ&A

①後継者候補が承継後に他の診療所などで働いてもOKでしょうか？

⇒原則不可です。診療所管理者は診療時間内は診療所に常駐しなければならず理事長としても運営する診療所を統括する必要があります。ただし運営する診療所の診療時間外であれば兼務は可能とされています。

②承継のタイミングで法人名称や診療所名称を変えることも出来ますか？

⇒出来ます。ただし事前に管轄の行政庁から定款変更の認可を受けておく必要があります。変更予定日の3～5か月程度前から準備が必要です。管轄する行政庁により準備期間が異なります。

③診療所の構造変更を承継と同時に出来ますか？

⇒行えます。ただし、医療法人の診療所が構造変更をする場合には、事前に管轄の保健所へ構造変更の許可申請を行う必要があります。なお構造変更申請から許可が下りるまでに1か月程度かかります。工事開始前の図面が出来た段階で管轄の保健所へご相談ください。

理事長を交代するときの必要な手続は？

新理事長の選出

理事長は理事の中から理事会で選出します。もし、新理事長であるご子息やご息女が医療法人の理事でない場合には、理事会の前に社員総会を開催して、その理事長候補者を理事に選任しておく必要があります。

法務局への登記手続き

新理事長が選任されたことが分かる社員総会議事録、理事会議事録を添付して理事長変更の登記を行います。その際に法務局に登録している印鑑届書にも変更が生じるため、同時に変更する必要があります。

役員変更届の提出

理事長の変更に伴い役員構成に変更が生じるため、遅滞なく管轄の都道府県へ役員変更届を提出することが必要です。添付書類として、理事会議事録、理事長の就任承諾書、履歴書などがあります。都道府県により添付書類が異なるため、事前によく確認することが必要です。

保健所関係への手続き

管轄の保健所に、理事長及び管理者の変更届を提出します。また診療科目や診療時間を変更する場合にも変更届が必要です。変更があった日から10日以内に届出をしなければ、遅延理由書を求められることもあります。

厚生局への手続き

管轄の厚生局に、理事長及び管理者の変更届を提出します。保健所手続きと同様に、診療科目や診療時間に変更があった場合にも変更届が必要です。変更があった日からすみやかに届出をしなければなりません。

各種公費負担関係・指定医登録の手続き

診療所が生活保護法指定医療機関や難病指定医療機関の指定をとっている場合、届出事項に変更が生じるため変更届の提出が必要です。また麻薬施用者免許や身体障害者指定医などの登録には事前手続きが必要な場合もあります。

上記のお手続きのほかにも、医師会への届出や、各種契約などの変更手続きが必要となることがあります。銀行口座の代表者変更などの手続きには、新理事長の登記がされている法人の履歴事項全部証明書¹の提出を求められることが多く見受けられます。変更手続きに必要な書類を前もって確認し、手続きもれのないようにしましょう。理事長変更は医療法人の運営にとって大きな節目になります。理事長変更を伴う医院承継をスムーズに行うためには、専門家の意見を聞きながらしっかりと時間をかけて、医療法人の経営戦略を考えることが重要です。

より詳しくお知りになりたい場合は、タスク行政書士法人までご相談ください！

次号の予告TOPIC 「近年の会社法等の改正をおさらいしましょう」

